

商標としての使用を禁止される標章に関するガイドライン

商標は市場主体が生産経営活動において商品又は役務の出所を識別するための標章として、「商標法」に規定される「商標として登録・使用してはならない標章に関する規定」すなわち「絶対禁止」条項を遵守するものでなければならない。本ガイドラインは商標としての使用を禁止される標章を整理し、当該標章を商標として登録出願又は使用した場合に負わなければならない法的責任を分析することで、市場主体が商標を正しく登録出願・使用する意識を確立し、社会主義の基本的価値観を発揚し、公序良俗を維持し、知的財産権事業の質の高い発展を促進するように指導することを目的としている。

一、適用範囲

商標法第 10 条は、商標として使用してはならない標章を規定し、地名を商標とする際の制限を明らかにしている。「商標として使用してはならない」とは、これらの標章の商標登録を禁止するほか、上記標章の商標としての使用も禁止することをいう。本条の立法目的は、「国家の尊厳、社会公共利益、社会公共秩序、民族団結、宗教信仰等を損なう又は損害を与える可能性のある標章、又は社会的善良な風俗に違反し、その他の悪影響を及ぼす標章の登録及び使用が許可されることを禁止すること」である。具体的には、次のようなことが含まれる。

第一に、商標法第 10 条第 1 項は特定標章を保護し、商標としての登録及び使用を禁止する。主に「中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章、中央国家機関の名称、標章、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称や図形等」「外国の国名、国旗、国章、軍旗等」「政府間国際組織の名称、旗、徽章等」「管理を実施し保証することを表す政府の標章又は検査印」「赤十字」、「赤新月」の名称、標章」が含まれる。

第二に、商標法第 10 条第 1 項は、公序良俗等の公共利益を損なう標章を商標として登録及び使用することを禁止する。主に「民族差別扱いの性質を帯びた標章」「欺瞞性を帯

び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすい標章」「悪影響を及ぼす標章」が含まれる。

関連市場主体は、商標法第 10 条に規定されている上記の内容に細心の注意を払わなければならない。経営活動においては、上記標章を商標として登録又は使用することを“絶対禁止”しなければならない。標章が複数の意味を有するか、又は複数の使用方法を有するものであり、いずれかの意味又は使用方法が、本条第 1 項に規定された状況に当たると公衆に思われやすい限り、或いは特定の集団が当該標章を商標として使用することが本項の規定に違反していると考えするのに十分な合理的理由がある限り、当該標章は上記の規定に違反することになる。ただし、1983 年の商標法の施行前に登録された商標は引き続き有効であり、また、該当条項における主体資質及び関連要件に対する要求を満たしている標章については、除外する。

第三に、商標法第 10 条第 2 項は、「県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国の地名は、商標として登録及び使用してはならない」と、例外状況を規定している。地名を含む商標の登録・使用において注意すべき内容は、国家知識産権局が公表した「地名を含む商標の出願登録と使用に関するガイドライン」を参照することができる。

二、商標法第 10 条第 1 項第 1 号に規定する状況

商標法第 10 条第 1 項第 1 号の規定によると、「中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章等と同一又は類似の標章及び中央国家機関の名称、標識、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一の標章は、商標として登録及び使用してはならない」。上記の中国の国名、国旗、国章等の国家標章は、国家の尊厳、社会公共利益、市場経済秩序と消費者權益等と密接につながっており、当事者はそれを商標として登録及び使用してはならない。

「中華人民共和国の国名等と同一又は類似」とは、標章全体が国名等と同一又は類似のものであることをいう。中華人民共和国の国名等を含むが全体的に同一又は類似のものではない標章については、当該標章が商標として登録されると国家の尊厳を損なう可能性が

ある場合に限り、商標法第 10 条第 1 項第 8 号に規定する状況に該当すると認定することができる。

よく見受けられる種類としては以下の標章が挙げられる。

(一) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章等と同一又は類似の標章

当事者は、中国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章の名称、模様、発音と同一又は類似の標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。

例：「CHINAR」「五★紅旗」「★」「

(二) 中央国家機関の名称、標識、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一の標章

当事者は、中央国家機関の名称、標識、所在地の特定の地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一の標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。

例：「紫光閣」「懷仁堂」「新華門」等

三、商標法第 10 条第 1 項第 2 号に規定する状況

外国の国家主権を尊重するために、商標法第 10 条第 1 項第 2 号の規定により、「外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似の標章」は、商標として登録及び使用してはならない。よく見受けられる種類としては以下の標章が挙げられる。

(一) 外国の国名と同一又は類似の標章

当事者は、外国の国名と同一の標章及び外国の国名と類似の標章、又は外国の国名と同一若しくは類似の文字を含む標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。



例：「安道爾 (アンドラ)」「拉脱維亞 (ラトビア)」等

当事者が当該国政府の同意を得たことを示す書面の証明書類を提出した場合、一般にこの禁止規定は適用されない。当事者が既に当該外国で同一又は類似の商品・役務に、当該

商標を登録している場合、当該外国政府の同意を得たものとみなす。

(二) 外国の国旗、国章、軍旗等の名称又は模様と同一又は類似の標章

当事者は、外国の国旗、国章、軍旗の名称又は模様と同一又は類似の標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。



例：「」(米国の国旗に類似する)、「」(イタリアの国旗に類似する)

当事者が当該国政府の同意を得たことを示す書面の証明書類を提出した場合、一般にこの禁止規定は適用されない。当事者が既に当該外国で同一又は類似の商品・役務に、当該商標を登録している場合、当該外国政府の同意を得たものとみなす。

四、商標法第 10 条第 1 項第 3 号に規定する状況

商標法第 10 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、当事者は、政府間国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似の標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。上記標章の商標としての使用や登録を禁止する理由は、当該国際組織の同意を得ずに他人がこれらの標章を商標として登録・使用した場合、公衆に「これらの標章の利用者は当該組織の許可を得ているか、又は当該組織と何らかの関係にある」と誤認されやすいからである。

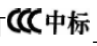

「政府間国際組織」とは、いくつかの国や地域の政府が特定の目的のために条約や協定を通じて設立した一定の規則を持つ団体を指す。例えば、国際連合、世界貿易機関、世界知的所有権機関、アジア太平洋経済協力機構、上海協力機構、欧州連合、東南アジア諸国連合、アフリカ連合等である。「国際組織の名称」には、フルネーム、略称、略語が含まれる。

例：「」 「」等

当事者が当該政府間国際組織の同意を得たことを示す書面の証明書類を提出した場合、一般にこの禁止規定は適用されない。又は、明確な他の意味や特定の表現形態を有しており、公衆を誤認させない場合、この禁止規定は適用しなくてもよい。

五、商標法第 10 条第 1 項第 4 号に規定する状況





商標法第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、当事者は、管理を実施し保証することを示す政府の標章又は検査印と同一又は類似の標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。管理を実施し保証することを示す政府の標章又は検査印は、政府が職責を果たして監督事項に対して行った認可と保証であり、国家公信力を有し、商標としての使用には適していない。他人が組織の同意を得ずにこのような政府の標章や検査印を含む標章又はそれらに類似する標章を商標として登録出願、使用した場合、公衆に当該使用者又は登録出願人がこれらの標章の所有者であると誤認させやすい、又は関連の公的機関の同意を得ていると誤認させやすいので、このような標章の公信力が損なわれることになる。



例：商品「照明器具及び装置」について登録出願された「 中标」商標（中国強制製品認証の標章と類似する）等

当事者が当該公的機関の同意を得たことを示す書面の証明書類を提出した場合、この禁止規定を適用しなくてもよい。又は、明確な他の意味や特定の表現形態を有しており、公衆を誤認させない場合、この禁止規定を適用しなくてもよい。

六、商標法第 10 条第 1 項第 5 号に規定する状況

商標法第 10 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、当事者は、「赤十字」、「赤新月」、「赤水晶」の名称、模様と同一又は類似の標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。

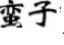
「赤十字」は、国際人道主義保護標章であり、武装力医療機関の特定標章であり、赤十字会の専用標章であり、その模様はである。「赤新月」は、アラブ諸国と一部のイスラム国家の赤新月会専用のものであり、性質や機能が赤十字標章と同一の標識であり、右に曲がったり左に曲がったりする赤い月である。「赤水晶」は国際人道主義保護条約戦場救護の第三の特殊標章であり、「赤十字」「赤新月」標章と同等の法的効力と地位を有する。

例：「」(指定商品：医療薬)、「」(指定商品：ブドウ糖栄養補助食品)等。

明確な他の意味や特定の表現形態を有しており、公衆を誤認させない場合、この禁止規定を適用しなくてもよい。

七、商標法第10条第1項第6号に規定する状況

商標法第10条第1項第6号の規定に基づき、当事者は、民族に対する差別的扱いの性質を帯びた標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。「民族に対する差別的扱いの性質」とは、標章の中に特定の民族を醜悪化・差別する内容やその他当該民族を不平等に見る内容があることを指す。

例：「蜂蜜」等の商品に商標登録を出願する「」標章（「蛮子」は少数民族に対する蔑称に該当する）等

八、商標法第10条第1項第7号に規定する状況

商標法第10条第1項第7号の規定に基づき、当事者は、欺瞞性を帯びており、商品の品質等の特徴又は産地について公衆に誤認を生じさせやすい標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。「欺瞞性を帯びる」とは、標章がその指定商品や役務の品質等の特徴や出所について固有の程度を超えた又は事実と合わないことを表示しており、商品や役務の品質等の特徴や出所を公衆に誤認させやすいことを指す。

ある標章がこの状況に該当するかどうかを判断するには、指定商品や役務自体の特徴に合わせて具体的な分析を行わなければならない。例えば、「好土」を「卵」商品に用いると、消費者に商品の品質、優劣、育成方式等の特徴を誤認させやすいので、この状況に該当する。

ただし、公衆が日常生活の経験等に基づいて標章の指定商品や役務の品質等の特徴や出所を誤認することがない場合、商標法第10条第1項第7号に規定する状況に該当しない。


よく見受けられる種類は次のものを含むがそれらに限定されない。

(一) 商品又は役務の品質、優劣、機能、用途、原料、内容、重量、数量、価格、製

法、技術等の特徴について公衆に誤認を生じさせやすい標章

例：「ゼロ欠陥」（指定商品：染料。公衆に商品の品質、優劣等の特徴を誤認させやすい）、
「超白」（指定商品：漂白剤。公衆に商品の機能や用途等の特徴を誤認させやすい）等

（二）商品又は役務の産地、出所について公衆に誤認を生じさせやすい標章

例：「」（指定商品：服装、帽子。出願人：北京 XX 服装服飾有限公司。標章は地名から構成されているか、又は地名を含んでいる。出願人はその地からの者ではない。指定商品に使用した場合、公衆に産地を誤認させやすい）、**「酷艾阳澄湖」**（指定商品：貝殻類（生）。出願人：広州 XX 服装有限公司。標章は中国の県級以上の行政区画の地名以外の地名から構成されているか、又はそのような地名を含んでいる。指定商品に使用した場合、公衆に産地を誤認させやすい）等

（三）その他の公衆に誤認を生じさせやすい標章

例：「央蓄」（指定役務：コンピュータネットワーク上のオンライン広告。出願人：趙某。標章には「中央備蓄」の意義があり、通常、中央政府が備蓄している国家食糧、食用油、肉、砂糖等の市場を安定させ、重大な自然災害やその他の突発事件等の状況に対応するための食糧、食用油、肉、砂糖等の資源等を指す。）

九、商標法第 10 条第 1 項第 8 号に規定する状況

商標法第 10 条第 1 項第 8 号が規定する「社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす」状況には、標章自体が「悪影響」を及ぼす状況、又は標章自体の意味に「悪影響」がないが、特定の指定商品又は役務に使用された場合には「悪影響」の結果が生じやすい状況、又は特定の出願人によって登録又は使用された場合には「悪影響」が生じやすい等の状況が含まれる。

一般に、公衆の日常生活の経験、又は辞書、事典、権威文献等の公開出版物や他の公衆が広く触れることのできる情報メディアによって特定された内容や、宗教等関係分野の人々の通常の認識等に基づいて、標章が「悪影響」を及ぼすかどうかを判断する。判断に当たっては、政治、経済、法律、文化、社会、歴史、文化伝統、民族風俗、宗教政策等の


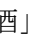
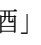
背景と要因を総合的に考慮する。当事者の主観的意図、使い方、社会的影響等は「その他の悪影響」を及ぼすかどうかを認定する際の参考要因とすることができる。

また、標章が商標法第10条第1項第1号から第7号に掲げる状況に該当する場合には、関連条項の規制を同時に受けることになる。

よく見受けられる種類としては以下の標章が挙げられる。


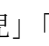
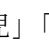
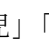
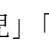
(一) 社会主義の道徳、風習を害する標章

当事者は、社会の公序良俗や社会主義の基本的価値観に反する語彙と模様を商標として登録又は使用することを避けなければならない。具体的な例としてはテロ、暴力、猥褻、ポルノ、賭博、封建迷信等の非文明的で、低俗で、格調が高くない、又は関連公衆や特定の集団にマイナスの影響を与える、又はけなす意味を持つ語彙と模様及び上記の語彙と模様の字形、発音等に類似する標章が挙げられる。

例：「」「黎明殺意」「六合彩」「黄態」「鬼吹灯」「裸跑弟」「包二奶」「臭榴芒」「土豪」「」「」等。

(二) 政治的な悪影響を及ぼす標章

1. 当事者は、国家の主権、尊厳、イメージを損なう、又は国家の安全を脅かす、国家の統一を破壊する標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。具体的には特殊な政治的意味を持つ、中国の国名を含む、又は国の意味を表しているが既に中国の国名と同一又は類似のものではなくなった語彙又は模様等が含まれる。

例：「」（中国の不完全な領土を含む）、「独港」「釣魚島」「」「」「」「」「中国好男児」「中国パートナー」「仁義中華」「国尊」「国芯」「中国風」等

例外：

(1) 標章に中国の国名と同一又は類似の文字が含まれているが、客観的に存在するものが記述されている場合、一般にこの禁止条項は適用されない。

(2) 標章に中国の国名と同一又は類似の文字が含まれているが、全体として新聞、定期刊行物、雑誌の名称を構成し、出願人の名義と一致するものについて、出願人がその合法的出版発行資格を証明できる場合であって、指定商品が新聞、定期刊行物、雑誌(定期

刊行物)、ニュース刊行物等の特定の商品であるときは、一般にこの禁止条項は適用されない。

(3) 標章に中国の国名と同一又は類似の文字が含まれているが、全体として事業者の略称を構成するものについて、次に掲げる条件を備えている場合には、この禁止条項を理由に拒絶されない。出願人の主体資格が、国務院又はその授権した機関の許可を受けて設立されたものであること。出願人名が、名称登録機関により法に基づいて登録されたものであること。出願標章が出願人名の略称と一致しており、当該略称が国務院又はその授権した機関の許可を受けたものであること。当該標章が出願人によって実際に中長期的に広く使用されており、関連公衆の認識において、出願人と唯一の対応関係を形成していること。

(4) 標章に中国の国名が含まれているが、国名は他の顕著な部分と互いに独立しており、標章全体の構成において、非主要部分又は付属部分に当たり、商品又は役務の由来国を真実に表す役割しか果たしておらず、その登録・使用が一般に中国の尊厳、社会公共利益と公共秩序に消極的な、悪影響を及ぼさない場合、禁止条項を適用しなくてもよい。

2. 当事者は、中国の党や国家指導者及び公衆に知られた他の国、地域又は政治的国際組織の指導者の氏名と同一又は類似の標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。法律で保護されなければならない氏名には、本名のほかに、別名、雅名、ニックネーム、あだ名、略称等も含まれる。

例：「」「葉帥」「温加堡」「潤之軒」「甘地」「普京」「澳巴麻」等


3. 当事者は、党の重要な理論的成果、科学的論断、政治的論述等と同一又は類似の標章、又は国家戦略、国家政策、党と国家重要会議等と同一又は類似の標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。

例：「一带一路」「粤港澳大湾区」「長三角（長江デルタ）一体化」「绿水青山就是金山银山（「良好な自然環境は、金銀に匹敵する価値がある」ということ。2005年に浙江省党委員会書記（当時）であった習近平総書記が語った理念）」「不忘初心」「援疆記憶」「数字鄉村」「改革開放」「高質量發展」等。

4. 当事者は、政治的意義のあるイベント、場所、数字等の標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。

例：「九一八」「兩万五千里」「長征」「七七」「西柏坡」「八一起義」「老区紅郷情」等。

5. 当事者は、テロ組織、カルト組織、暴力団組織又は裏社会の性質を持つ組織名や代表的な記号及びその関連指導者の氏名やコードネーム等と同一又は類似の標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。

例：ISIS（「イスラム国」の略称。イラクとシリアで活躍している建国したと自称する極端なテロ組織）、「二両糧」（カルト組織「門徒会」の別称）、「紅幫会」（「紅幫」は中国旧社会の暴力団勢力ギャングの名前）、（アルカイダのボス）等。

6. 上記に加えて、当事者は、その他の政治的悪影響のある標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。

例：（ナチスの標章）等

（三）経済、文化、民族、宗教、社会に悪影響を与えやすい標章

1. 当事者は、各国の法定貨幣名又は記号と同一又は類似の標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない

例：「米金（米ドル）」「里拉（リラ）」等

2. 当事者は、規範的ではない漢字又は熟語の規範的ではない使用に該当する標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。「規範的ではない漢字」には通常、自作の字、画数を増やしたり不足させたりした字、字画が間違っただけの字等が含まれている。「熟語の規範的ではない使用」には、「同音字による置き換え」等で公衆特に未成年者に誤認を生じさせやすくなる場合が含まれる。

例：「**微运**」（最初の字の画数が少ない。規範に合致する字は「微」である）、「**天下**𠄎**𠄎**」（最後の字の画数が多い。規範に合致する字は「賊」である）、「**绿字**」（最初の字の字画が間違っている。規範に合致する字は「緑」である）、「左右逢**縁**」（規範に合致する熟語は「左右逢源」である）、「百衣百**順**」（規範に合致する熟語は「百依百順」である）、「人云芸云」（規範に合致する熟語は「人云亦云」である）等

書道体漢字や漢字中の一部の字面を図形化、芸術化して設計することで、公衆、特に未成年者に対して関連表記について誤った認識を生じさせにくいものは除外する。





3. 当事者は、民族、人種の尊厳又は感情を傷つける標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。具体的には、次のような場合が含まれる。(1)標章自体はいかなる民族も醜悪化・差別していないが、商標として使用すると、民族の尊厳や感情を害する可能性がある場合。(2)標章に人種の尊厳や感情を害する可能性のある文字、図形等が含まれている場合。(3)標章自体は民族、人種の尊厳や感情を害していないが、特定の商品や役務に使用されると、民族、人種の尊厳や感情等を傷害する可能性がある場合。

例：「苗族妹」「喜利媽媽」(シボ族の信仰)、「土家傲」、「黒鬼」、衛生用具商品に「インディアン」の文字標章等を登録して使用する等

4. 当事者は、宗教信仰、宗教感情又は民間信仰を害する標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。具体的には、宗教や民間信仰の対象、宗教活動場所、宗派、経書、用語、儀式、風習、専属用品の名称、通称、図形又はそれらの組み合わせ等が含まれる。


例：「MY GOD SOFT」「大唐佛国」「媽祖」「少林寺」「雍和宮」「玄奘故里」「不二法門」「禅林木話」「無量妙香」「一山四界」等

5. 当事者は、中国の各党・政府機関、軍隊、警察、軍事組織、党派、政府機関、社会团体等の単位又は組織の名称、略称と同一又は類似の標章、及び関連職務、職位、職名、徽章等と同一又は類似の標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。

例：「」(中国民主建国会の略称)、「」(中国消費者協会の標章と同一)、「」(ブルーリボン海洋保護協会の名称と同一)、「PLA」「CAPF」「PAP」「国防」「八一」「武警」「」等

6. 当事者は、中国全体の発展戦略と密接な関係にある国家級新区や国家級重点開発区域の名称と同一又は類似の標章、及び中国の政治、経済、文化、社会発展と密接な関係にある国家重大プロジェクト、重大科学技術プロジェクト等の名称と同一又は類似の標章を

商標として登録又は使用することを避けなければならない。

例：、「神州六号」「港珠澳大橋」「中国天眼」「南水北調」「村村通」「胖五」（長征シリーズ5号運搬ロケット）等

国家関連部門が許可した適格主体が登録を出願したものであって、中国社会の公共利益と公共秩序に消極的な悪影響を及ぼさないものは除外する。

7. 当事者は、重大自然災害、重大事故、公衆衛生事件、社会安全に関する事件等と同一又は類似の標章、又は関連する特有の語彙を商標として登録又は使用することを避けなければならない。

例：「512」「非典（SARS）」「N95」「火神山」「雷神山」「方艙の声」等


8. 当事者は、英雄烈士の名前、肖像、又はそれに関連する事績、精神、スローガンを含む標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。

例：「劉胡兰」「邱少雲」「清澈的愛」等

標章そのものに別の意味があり、出願人の名前、企業名、社会組織の略称であり、又は特定の英雄烈士と対応関係を形成することがなく、関連公衆に英雄烈士の名前を連想させるものでなく、英雄烈士の荣誉や名誉及び公衆の愛国心を害する可能性が低いものは除外する。

当事者は、中華英烈網烈士英名録を通じて問い合わせを行うことで、商標登録出願時に合理的に回避することができる。

9. 当事者は、政治、経済、文化、民族、宗教等に関連する公衆人物の名前と同一又は類似の標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。

例：「孔子」「梅蘭芳」「魯迅」等

10. 上記の場合以外でも、当事者は、中国の経済、文化、民族、宗教、社会公共利益及び公共秩序に「悪影響」を及ぼしやすいその他の標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。

例：「老鼠倉」「奉天承運」等

十、「絶対禁止」標章を商標として登録及び使用した場合の法的結果

商標法第 10 条の規定に基づき、関連する標章を商標として使用してはならない。これは、関連する標章が商標として登録できないだけでなく、商標として使用できないことも意味する。市場主体が前述の標章を使用した場合、関連部門は、法に基づいて調査・処理する。

(一) 生じ得る法的結果

本ガイドラインで述べた関連標章に係る登録出願については、商法第 10 条第 1 項に違反するものとして拒絶される。既に登録された商標であっても、無効宣告されるという法的結果に直面する。同時に悪意ある商標登録出願を構成したものは、上記に加えて、警告、罰金等の処罰に処せられる。処罰情報は、法に基づいて国家企業信用情報公示システムに掲載され、社会に向けて公示される。

(二) 商標代理機関が果たすべき義務

依頼者が登録を出願した商標に登録出願・使用の禁止事由がある可能性がある場合には、商標代理機関及び商標代理人は、依頼者に対してそのような商標を出願すると拒絶され、使用を禁止される結果となる可能性があることを明確に告知しなければならない。

商標代理機関及び商標代理人は、依頼者の出願が悪意ある商標登録出願に当たることを知り又は知り得たにもかかわらず、その委託を受けた場合には、行政指導、期限付き是正命令、警告、罰金、当該商標代理機関の商標代理業務の受理停止等の処罰を受ける。処罰情報は法に基づいて国家企業信用情報公示システムに掲載され、社会に向けて公示される。

出所: 国家知識産権局ウェブサイト 2023 年 1 月 19 日

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/19/art_66_181565.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。